

「奈良の木」マーケティング協議会会員の皆様

「奈良の木」マーケティング協議会事務局

## クリーンウッド法による合法木材事業者登録説明会の御案内

日頃から当事務局の事業に御協力賜り、ありがとうございます。

昨年5月にクリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）が施行され、この法律による事業者登録が始まりました。これにより、工務店等の建設事業者等も合法木材取扱事業者として登録することができることとなりました。

このたび、全国木材組合連合会から講師をお招きし、同法による新たな登録制度の説明会を下記により開催いたします。今後、発注者から合法木材取扱事業者登録を求められることもあると予想されますので、この機会に是非御出席いただき、制度の趣旨等についてご理解いただきますよう御案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 平成30年3月13日（火） 14:00から（受付開始 13:30から）
2. 会 場 橿原市小房町11-5 かしはら万葉ホール（4階） 研修室2  
最寄り駅：近鉄橿原線 畝傍御陵前駅  
車でお越しになる方は、会場の駐車場（無料）をご利用ください。
3. 参加費 無料
4. 申込み 3月7日（水）までにFAX又はメールにてお申込みください。  
定員 100名（定員に達した時点で申込受付を終了します。）

#### 【担当者】

「奈良の木」マーケティング協議会事務局 東(あずま)  
TEL 0744-22-6281 FAX 0744-24-4587  
MAIL info@naraken-mokuzai.jp

## クリーンウッド法による合法木材事業者登録説明会申込書

「奈良の木」マーケティング協議会事務局 東

FAX 0744-24-4587

貴社名 \_\_\_\_\_

出席者数 \_\_\_\_\_人